

環境にやさしい設備に関する補助金

(住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金)

(電動・非電動生ごみ処理機購入費補助金)

住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金

■ 補助対象事業

市内の自ら居住する住宅に、次に掲げる補助対象設備を設置する事業が対象です。

ただし、定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）は、太陽光発電設備と同時に導入し申請すること。

- 太陽光発電設備
- 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）
- 家庭用燃料電池（エネファーム）
- 太陽熱利用設備

■ 補助金額

複数の設備を併せて設置する場合は、それぞれの補助金額を合算します。

- 太陽光発電設備 上限 **7万円/kW**
- 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池） 上限 **5万円/kWh**
- 家庭用燃料電池（エネファーム） 上限 **10万円**
- 太陽熱利用設備 上限 **5万円**

■ お問い合わせ先

ゼロカーボン推進室
廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号
TEL : 0829-30-9224



詳しくは、市ホームページにて手引きなど必ずご確認ください**市が定める日以降に契約を結んでください。**

電動・非電動生ごみ処理機購入費補助金

ごみの減量化を促進するため、家庭用電動生ごみ処理機（ディスポージャー式は対象外）または非電動生ごみ処理器（コンポスト容器）を購入後、使用状況のモニター調査（購入後約 1 年間に協力できる人に対して、購入費の一部を補助します。

■ 対象者

廿日市市内に住所があり、居住している人（事業者は除く）。ただし、補助は一世帯あたり 1 台までです。

■ 補助金額

家庭用電動・非電動生ごみ処理機購入額の 2 分の 1 の額（100 円未満の端数は切り捨てです。）
（ただし、下記のとおり上限額があります。）

- 電動生ごみ処理機 上限 3 万円
- 非電動生ごみ処理器（コンポスト容器） 上限 3 千円

※必ず購入前に申請してください。

■ お問い合わせ先

循環型社会推進課
廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号
TEL : 0829-30-9133

電動 HP



非電動 HP

